

毎週火・金曜日発行（但し休日に当たる時は翌日）  
昭和四年四月十五日（昭和三〇年四月十四日）

# 鳥取県公報

## 鳥取県告示第二十九号

### 告 示

#### ◇雑報 地方職員共済組合定款の一部変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十  
二条第一項の規定に基づき、鳥取県東伯郡北条町大字江  
北七百九十九番地ノ四江北土地改良区から申請のあつ  
た換地計画を昭和三十九年一月九日認可したので、同法  
同条第八項の規定により告示する。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第二十一号

#### 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第

一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量  
を次のとおり実施する旨通知があつたので、同法同条第三  
項の規定により告示する。

- ◇告示 土地改良法に基づく換地計画の認可
- 基本測量を実施する旨の通知
- 共同で行なおうとする土地改良事業計画に係  
る土地改良事業計画書等の総覽
- 保安林の解除予定
- 生活保護法による医療機関の指定
- 健康保険法による保険薬剤師の登録
- ◇選管告示 鳥取県選舉管理委員会委員長職務代理者の  
　　指定
- 地方自治法の規定による選舉権を有する者  
　　の数の総数の五十分の一の数及び三分の一の  
　　数
- ◇教導告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県行政書士試験の合格者
- 鳥取県森林改良指導員資格試験の合格者

00359

(第3種郵便物  
記)

00358

(第3種郵便物  
記)

鳥取県知事 石破二朗

一、総覧に供する期間

昭和三十九年一月二十日から三十日間とする。

八頭郡河原町役場

三、総覧に供する場所

八頭郡河原町役場

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、総覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号  
昭和三十八年十二月二日付けで八頭郡河原町大字小倉北尾薰ほか九人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法

(昭和二十四年法律第二百九十五号) 第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同条第四項の規定により、次のように総覧に供する。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県知事 石破二朗

一、総覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県知事 石破二朗

一、解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字桑原字境口八〇四一八、八〇四一

一九、八〇四一三、八〇四一三、八〇四一七、

八〇四一二八、八〇四一三〇、八〇四一三一から八〇

鳥取県告示第二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十

九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第二十四号

鳥取県告示第二十五号

4

(第3種郵便物)  
昭和39年1月17日 金曜日 鳥取県公報 第3496号

00360

(第3種郵便物)  
昭和39年1月17日 金曜日 鳥取県公報 第3496号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ  
五第一項の規定により、次のように保険薬局の指定並びに保険  
医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政  
令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十八年一月十九日

氏名 住 所

登録の  
記号番号

登録年月日

市原裕子

鳥取市吉方  
二六五

鳥葉一四八

昭和三十八年  
十二月十九日

鳥取県選挙管理委員会告示第二号  
地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百八十  
七条第三項の規定により、鳥取県選挙管理委員会委員  
加藤 章を、委員長職務代理者に指定した。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第七十四  
条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する  
者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のと  
おりである。

昭和三十八年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和三十九年一月七日開催の鳥取県選挙管理委員会に  
おいて、次の者を鳥取県選挙管理委員会委員長に決定し  
た。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

00361

(第3種郵便物)  
昭和39年1月17日 金曜日 鳥取県公報 第3496号

00361

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

七、二九三人  
一一一、五三九人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二一、四六八人

米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二〇、四八一人

倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一〇、五四九人

境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、九二八人

岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、二二九人

八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一三、九五一人

東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一六、〇一九人

西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一二、七一三人

日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

七、六九八人

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の  
数は、次のとおりである。

昭和三十九年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二、九〇九人

加藤 定治

鳥取市上原

鳥取県選挙管理委員会

鳥取県教育委員会長  
定例教育委員会のいきの取扱い。  
、翌年川手田 1 口半田

鳥取県教育委員会長

鳥取県教育委員会長は、小田 大和

一 口半田 川手田 1 口半田 1 口半田 1 口半田

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会長

三 議題

1 公仁狀校長人事について

2 仁狀校長人事について

3 心の差

公 告

昭和 3 年 1 月 10 日実施した鳥取県行政書士試験に合格した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

昭和 3 年 1 月 17 日

鳥取県知事 石 破 二朗

昭和 3 年度鳥取県林業改良指導員資格試験の合格者は、下記のとおりである。

昭和 3 年 1 月 17 日

鳥取県知事 石 破 二朗

受験番号 氏 名 受験番号 氏 名

1 宮田 知幸 2 山崎 周作

3 長谷川義春 5 足羽 亮治

7 千田 明 8 池内 孝明

9 伊藤 幸雄 11 細田 邦夫

16 山本 万誠 17 飯田 隆治

18 平木 敦 19 高橋 厚

21 深沢 輝道

東伯郡赤崎町大字赤崎 1, 3, 7, 3 田中 正人

西伯郡庭之町大字西原 1, 3, 2, 0 芦岡 宇逸

八頭郡八束町字旗丸 1, 4, 1, 1 の 2 山崎 知身

地方職員共済組合の定款の一部を変更したので、地方

公務員共済組合法(昭和 3 年法律第 1, 5, 2 号)第 5 第

9 項の規定により、次のとおり地方職員共済組合定款の

一部を変更する定款を公表する。

昭和 3 年 1 月 17 日

地方職員共済組合理事長 萩 田 保

地方職員共済組合定款の一部を変更する定款

地方職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第 2 条第 2 号に次のように加える。

チ 足利市街地開発組合

別表中「長崎市外浦町」を「長崎市江戸町」に改める。

附 则

この定款は、昭和 3 年 1 月 20 日から施行し、第

2 2 条に係る変更規定は昭和 3 年 7 月 1 日から、別表に係る変更規定は昭和 3 年 1 月 1 日からそれぞれ適用する。